

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

児童福祉法等の一部を改正する法律 施行期日

施行日	改正事項		
公布日施行	児童の福祉を保障するための原理の明確化【児童福祉法】		
	家庭と同様の環境における養育の推進【児童福祉法】		
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 国・地方公共団体の役割・責務の明確化 </td> <td style="border-left: 1px dotted black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化【児童福祉法】 ・市町村業務等における「支援」の明確化【児童福祉法】 ・通所・在宅指導措置の明確化【児童福祉法】 </td> </tr> </table>	国・地方公共団体の役割・責務の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化【児童福祉法】 ・市町村業務等における「支援」の明確化【児童福祉法】 ・通所・在宅指導措置の明確化【児童福祉法】
	国・地方公共団体の役割・責務の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化【児童福祉法】 ・市町村業務等における「支援」の明確化【児童福祉法】 ・通所・在宅指導措置の明確化【児童福祉法】 	
	しつけを名目とした児童虐待の防止【児童虐待防止法】		
	母子保健施策を通じた虐待予防等【母子保健法】		
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">その他</td> <td style="border-left: 1px dotted black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の目的の明確化【児童福祉法】 ・国による要保護児童に係る調査研究の推進【児童福祉法】 ・母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加【母子父子寡婦法】 </td> </tr> </table>	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の目的の明確化【児童福祉法】 ・国による要保護児童に係る調査研究の推進【児童福祉法】 ・母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加【母子父子寡婦法】 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の目的の明確化【児童福祉法】 ・国による要保護児童に係る調査研究の推進【児童福祉法】 ・母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加【母子父子寡婦法】 		
平成28年 10月1日 施行	支援を要する妊婦等に関する情報提供【児童福祉法】		
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">児童相談所の体制強化</td> <td style="border-left: 1px dotted black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における弁護士配置【児童福祉法】 ・児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置【児童福祉法】 ・児童福祉司の配置標準の見直し【児童福祉法】 </td> </tr> </table>	児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における弁護士配置【児童福祉法】 ・児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置【児童福祉法】 ・児童福祉司の配置標準の見直し【児童福祉法】
	児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における弁護士配置【児童福祉法】 ・児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置【児童福祉法】 ・児童福祉司の配置標準の見直し【児童福祉法】 	
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">児童相談所の権限強化等</td> <td style="border-left: 1px dotted black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続の簡素化【児童虐待防止法】 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大【児童虐待防止法】 </td> </tr> </table>	児童相談所の権限強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続の簡素化【児童虐待防止法】 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大【児童虐待防止法】
	児童相談所の権限強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続の簡素化【児童虐待防止法】 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大【児童虐待防止法】 	
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">親子関係再構築支援</td> <td style="border-left: 1px dotted black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長・里親による親子の再統合等のための支援【児童福祉法】 ・施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等【児童虐待防止法】 </td> </tr> </table>	親子関係再構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長・里親による親子の再統合等のための支援【児童福祉法】 ・施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等【児童虐待防止法】 	
親子関係再構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長・里親による親子の再統合等のための支援【児童福祉法】 ・施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等【児童虐待防止法】 		
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">その他</td> <td style="border-left: 1px dotted black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化【児童福祉法】 ・婦人相談所長による母子保護を要する者の報告【売春防止法】 ・報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨【児童福祉法】 </td> </tr> </table>	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化【児童福祉法】 ・婦人相談所長による母子保護を要する者の報告【売春防止法】 ・報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨【児童福祉法】 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化【児童福祉法】 ・婦人相談所長による母子保護を要する者の報告【売春防止法】 ・報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨【児童福祉法】 		

施行日	改正事項	
平成29年 4月1日 施行	市区町村の 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化【母子保健法】 ・市町村における支援拠点の整備【児童福祉法】 ・市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン等を策定予定 ・児童相談所設置自治体の拡大【児童福祉法】
	児童相談所の体 制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修義務化【児童福祉法】 ・社会福祉主事の児童福祉司任用時における指定講習会の修了要件追加【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン、講習会プログラム等を策定予定
	児童相談所の権 限強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から市町村への事案送致【児童福祉法・児童虐待防止法】 ※国において共通アセスメントツールを作成予定
	里親委託等の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県（児童相談所）の業務における里親支援の追加【児童福祉法】 ・都道府県（児童相談所）の業務への養子縁組支援の追加【児童福祉法】 ・養子縁組里親の法定化（研修義務化、名簿登録）【児童福祉法】 ※国において「里親委託ガイドライン」の改正等や「都道府県推進計画」の目標のあり方について検討する予定
	18歳以上の者 に対する支援の 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の者に対する支援の継続【児童福祉法・児童虐待防止法】 ・児童自立生活援助事業の対象者の見直し【児童福祉法】 ※国において施設入所等措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害児短期治療施設の名称変更【児童福祉法】 ・婦人相談員の非常勤規定の削除【売春防止法】 ・母子・父子自立支援員の原則非常勤規定の削除【母子父子寡婦法】 ・施設入所者等の負担金に係る収納事務の私人委託【児童福祉法】